

条件付一般競争入札説明書

1 業務実績

- (1) 業務実績と認められるものは、業務が完成し、申請書の受付期限の日までに引き渡し
が完了しているものに限ること。
- (2) 業務実績の確認は、業務実績要件に示した設計数量、規模、方法等の必要事項を具体
的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該業務
の発注者の証明書等によるものは認めないこと。
- (3) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた業務にあつては、当該複数の
契約業務の諸元数値をもって業務実績とみなすことができること。ただし、当該複数の
契約内容及び一体的な施設等の業務であることを確認できる書類を提出できるものに限
ること。
- (4) 受注実績については、発注者から直接委託を受けた業務であるものとし、発注者は、
国、地方公共団体、民間であるかは問わないこと。

2 資本関係等のある会社の参加制限

- (1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一委託業務の入札に重複して入札
参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があ
った場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第
86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会
社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再
生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の
関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア) については、会社の一方が更
生会社等である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条
第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競
争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

3 入札保証金

免除する。

4 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 公告に定める要件を充足する業務総括責任者等（原則として資格確認書類に記載された者から変更することは認めない）を配置できること。

エ 公告に定める要件を充足する受託実績を有すること。

(2) 契約にあつては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

5 その他

(1) 手続における交渉はないこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。